

公益社団法人恵庭市シルバー人材センター
会員の規律保持に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人恵庭市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）会員がセンターの趣旨に反する行為等により、センター運営の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止とその是正措置を図り、規律を保持することによりセンターに対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用範囲は、センター定款第5条に定める正会員とする。

(会員の責務)

第3条 会員は、公共性の高い公益法人会員としての自覚を持ち、常に自主・自立・協働・共助の精神のもと社会的な信頼を確保するため努めなければならない。

(違反行為の定義)

第4条 この規程において、センターの設立趣旨に反する行為（以下、「違反行為」という。）とは、会員の責務に反して社会人、職業人として一般社会通念上の許容範囲を著しく超えると認められる行為で、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) センターの名誉と信用を著しく傷つけたとき。
- (2) センターの諸規定又は方針に反し、故意又は重大な過失によりセンター運営の秩序を乱したとき。
- (3) 社会人としてのモラル、マナー等に著しく欠けるとき。
- (4) 就業時間、就業態度、個人情報守秘義務など就業先の規定等を遵守しないとき。
- (5) 健康上や就業状態、適性など就業責任を果たしていないとき。
- (6) 発注者からの就業状態の苦情、就業中止の申し入れがあるとき。
- (7) 市民や利用者への迷惑行為等就業先の秩序を乱したとき。
- (8) 怠慢、不注意等により重大な事故、損害を生じさせたとき。
- (9) 不正な行為をはたらいたとき。
- (10) その他、センター会員就業規則又は就業契約違反と認められるとき。

(違反行為会員に対する措置)

第5条 違反行為を行った会員に対しての措置は、その軽重に応じ次に掲げるものとする。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 訓 戒 | 厳重に注意し、戒める。 |
| (2) 就業先変更 | 現在の就業を中止し、別の就業先を紹介する。 |
| (3) 就業中止 | 現在の就業を中止する。 |
| (4) 退会勧告 | きわめて悪質な違反行為について退会を勧告する。 |
| (5) 除名通告 | センター定款第9条に基づく除名を通告する。 |

(違反行為の決定)

第6条 前条第1号及び第2号違反行為会員に対する措置は理事長が決定する。

2 前条第3号・第4号及び第5号違反行為会員に対する措置は、規律違反行為審査委員会(以下、「委員会」という。)において審議し、その結果を理事会に報告し決定する。

3 委員会の構成は、副理事長、専門委員会設置要綱第2条に定める委員会、安全衛生委員会の各委員長及び常務理事をもって構成する。

4 委員長は副理事長を充て、代表として会務を統括する。

5 委員会での審議にあたり、必要に応じて関係者及び違反行為を行ったと認められる会員の意見を聞くことができる。

(措置の手続)

第7条 市民・就業先及び会員等からの苦情又は改善措置などの申し入れ等により違反行為と認められるときは、事務局は速やかに当該事案について調査し、その結果を理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、事務局からの報告のあった違反行為が前条第1項の措置を超えると認めた場合は、速やかに委員会に付議するものとする。

3 理事会において決定した措置については、文書又は口頭で違反行為を行った会員に通知しなければならない。

4 措置の通知後、違反行為を行った会員より不服の申し立てがあったときは、理事会において申し立てを審議し、その結果を文書で回答するものとする。

(個人情報保護)

第8条 違反行為の審議及び決定にあたっては、個人情報保護に万全を期さなければならない。

(就業中止の解除)

第9条 理事長は、第5条3号に該当した会員に改善が見られると判断したときは就業の中止を解除することができるものとし、理事長はその理由を付して理事会に報告するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事会において定める。

附 則

この規程は、公益社団法人恵庭市シルバー人材センター設立の登記の日から施行する。

(平成24年4月1日)